

上昇気流

2021年 新春号 Vol.58



(有)タックス・プランニング
谷 税 理 士 法 人

〒617-0006 京都府向日市上植野町切ノ口20-5
TEL(075)921-3754 FAX(075)933-0196
HP: <https://www.tax-plan.jp/>
E-Mail: tanizeirishi@tax-plan.sakura.ne.jp

***** 目 次 *****

- P1～P2 新年のあいさつ
- P3～P5 税務関係
- P6 1F応接室のご案内
新入社員紹介
- P7 職員のペット紹介

謹賀新年

旧年中はいろいろとお世話になりました。

本年もよろしく願い申し上げます。

令和三年 元旦



2021年

新年のご挨拶



昨年は右京税務署長島田様・京都府知事西脇様・向日市長安田様より表彰を受けました。

ありがとうございました。

本年もよろしくお願い致します。



谷 明憲



有限会社タックス・プランニング
代表取締役 吉田 均

新年明けましておめでとうございます。

令和2年の昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大による未曾有の事態に直面しました。

「緊急事態宣言」が発出され、繁華街やオフィス街から人の姿が消えました。国民生活も一変しました。そして経済は、外出自粛や休業要請等で大きくその活動が制約されたと入国も制限されたため、インバウンド需要も減り大幅に悪化しました。緊急事態宣言解除後は、キャンペーン等により徐々に経済は回復しつつあるようです。

しかし、経済を優先する一方で感染者が減らない現状があるのも事実です。そんな中、コロナウイルスとの闘いの場に立ち続ける医療従事者等の献身的な努力に感謝とエールを送ります。

私たちは、感染対策をしっかりと講じながらウィズコロナ、ポストコロナ社会を生き抜くための「新たな日常」に向かうお客様企業のために全力でサポートいたします。

今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本年もよろしくお願い致します



種本 匡子 松山 朝子 大野 美香 富阪真由美 澤井志保美 大村 雅子 佐々木靖子 藤田 千賀 橋本 滋美 西條都紀子 (原田唯)

儀俄 勇太 福島 啓子 山脇 寛史 松本 俊彦 鎌田 崇裕 菖蒲谷美緒 宮澤麻美弥 藤井 詩乃 大原 竜太 渡邊 彬 谷 政憲 谷 憲和 吉田 均 谷 明憲 林田 士郎 橋詰 優子 池浦 友哉 山川 恵美



谷税理士法人
代表社員 林田 士郎

新年あけましておめでとうございます。
 昨年の初頭から猛威をふるう新型コロナウイルス感染症は、私たちの仕事や生活に多大な影響を及ぼしました。
 歴史上の出来事だと思っていた感染症ですが、いざ直面してみると人間の目に見えないウイルスに対する恐怖心は簡単に拭えるものではないようです。
 安全かつ有効性のあるワクチンや治療薬の登場を待つばかりですが、しばらくはこの状況が続くことを前提に方針をたてなければならぬと思います。
 コロナによる逆風になんとか耐えているお客様もいれば、追い風にしているお客様もおられ多種多様ですが、私たちは皆様のどんな悩みにも寄り添って行けるように頑張っておりますので、是非ともお声をかけをよろしくお願い致します。
 本年もどうぞよろしくお願い致します。

居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の 仕入税額控除制度等の適正化



1. 居住用賃貸建物の取得等の仕入税額控除の制限

住宅として貸付けを行う建物を取得した場合は、住宅の家賃（非課税売上）に対応する仕入れに該当するため、その建物の取得に係る消費税については、本来仕入税額控除の適用を受けることができません。しかし、金地金などの売買（課税売上）を繰返し行うことにより課税売上を意図的に増加させ、課税売上割合を引き上げると、その建物に係る消費税の全部又は一部について仕入税額控除の適用を受けることができてしまうため、**居住用賃貸建物の課税仕入れについて、仕入税額控除の対象としないこととされました。**なお、居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については当該控除の対象とすることができます。

改正前

本来の取扱い

住宅家賃収入600万円
【非課税売上600万円のみ】

課税売上が0であるため
仕入税額控除不可

問題とされていた行為

左記売上 **+** 金地金売買反復
【課税売上5000万円】

課税売上分につき仕入税額控除可

↓
建物取得時に建物仕入れに係る消費税額の還付が可能

改正後

居住用賃貸建物については取得時の仕入税額控除を認めない

【適用開始時期】

令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されます。

【経過措置】

令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、上記の制限は適用されません。

2. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税額の調整

上記の仕入税額控除の制限を受けた居住用賃貸建物について、一定期間^{*}内に住宅の貸付け以外の貸付けや譲渡をした場合には、貸付けや譲渡の対価の額を基礎として計算した額を3年を経過する日の属する課税期間又は譲渡をした日の属する課税期間の仕入税額控除に加算調整され、税額控除や還付を受けることができます。

^{*}一定期間とは、仕入れの日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までをいう。

国土工営は、相続・資産対策をサポートいたします。

KOKUDO NEWS 相続に「安心設計」を

1. 不動産を活用した相続対策
2. 貸宅地問題の解決
3. その他資産対策

お気軽にご相談下さい。

私たちは相続を通じて、お客様の安心と幸せを実現します。



株式会社 国土工営 関西支店 <http://www.kokudokoue.co.jp/>
〒604-8141
京都市中京区蛸薬師通り東洞院東入ル泉正寺町328番地 西川ビル3階
TEL: 075-212-2801 FAX: 075-212-2802



みなさまのすぐとなり
京都中央信用金庫がいます。

京都中央信用金庫

向日町支店

向陽小学校横
☎(921)5391
FAX(934)6879

今里支店

今里4丁目16番地1号
☎(955)5001
FAX(955)5074

長岡支店

イズミヤ長岡店前
☎(954)3121
FAX(955)8196

東向日支店

阪急東向日駅前西入ル北側
☎(922)7101
FAX(932)8990

ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除の改正

①未婚のひとり親に対する税制上の措置の追加

所得者がひとり親に該当する場合には、ひとり親控除として、その人のその年の総所得金額から**35万円を控除**することとされました。

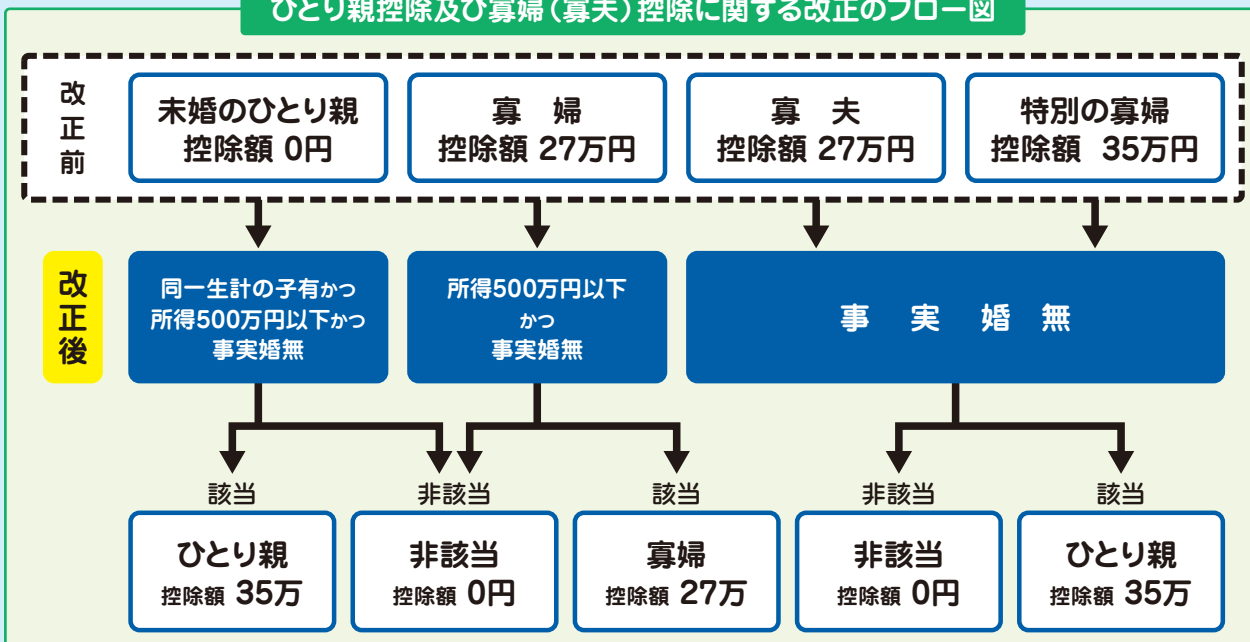
②寡婦控除の見直し

寡婦控除の適用要件に**合計所得金額が500万円以下、ひとり親に該当しないこと**の2条件が必須項目となりました。また、寡婦控除の特例が廃止され、生計を一にする子を有する場合は35万円の控除、それ以外が27万円の控除を受けられる制度となりました。

ひとり親の定義

- ・生計を一にする子を有すること。
- ・所得者の合計所得金額が500万円以下であること。
- ・その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除に関する改正のフロー図



スキャンデータクラウドサービス
クラウド管理 for ScanSnap

入力が入力が読み取りに変わる。

クラウドとAIが仕訳作成をアシスト！ 顧問先は国税関係書類を送るだけ

読み取る → OCR解析 → 仕訳データ完成

日本ICS株式会社 京都営業所
〒600-8023 京都市下京区河原町通松原上ル二丁目富永町338
京阪四条河原町ビル9F TEL 075(371)6315

事業をつなぎ
人をつなぎ
想いを繋ぐ

事業承継のことは京信にご相談ください

京都信用金庫

桂川支店 TEL 934-0011 滝ノ町支店 TEL 955-7022
長岡支店 TEL 951-6161 東向日支店 TEL 922-0575

事業用家屋・償却資産に係る固定資産税等の軽減について

新型コロナウイルスの影響で、売上が減少している中小企業及び小規模事業者が一定の要件を満たすと令和3年度分の固定資産税及び都市計画税が軽減されます。

【対象となる方】

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月～10月の任意の連続する3か月間の売上高が前年同期間と比較して30%以上減少している中小事業者及び個人事業主。

【対象となる資産】

対象となる事業者が所有する事業用家屋及び償却資産
※土地に対する固定資産税等は対象外です。

【軽減される期間及び割合】

対象税目	売上高減少割合	軽減割合
固定資産税及び都市計画税 令和3年度の1年分に限り	30%以上50%未満	50%
	50%以上	全額



【申告方法】

- ① 申告書及び必要書類を提出し、認定経営革新等支援機関等の確認を依頼する。
※申告書様式は各市町村のHPからダウンロードできます。
- ② 認定経営革新等支援機関等の確認（記名・押印）を得る。
- ③ 認定経営革新等支援機関等の確認を得た書類及び提出した書類の写しを添付し、令和3年2月1日（消印有効）までに郵送で各市町村の申告窓口へ提出する。

谷税理士法人は経営革新等支援機関としての認定を受けております。書類の確認（記名・押印）が可能ですので、お気軽に弊社へお問い合わせください。

個人根保証契約に関する債権法改正



弁護士 谷 憲和

民法（債権法）改正が2020年4月1日から施行されています。
改正された法律が適用されるのは、原則として施行日（2020年4月1日）以降に締結される契約等になりますが、契約を締結するにあたり注意が必要な点について説明させていただきます。

個人根保証契約に関する債権法改正

賃貸借契約を締結する際に保証人を立ててもらうことがありますが、その際には継続的な取引関係から生じる債務を継続的に保証してもらうという保証契約（根保証契約）を締結することになります。今回の改正により、極度額の定めがない個人根保証契約は無効とされることになりました。そのため、新たに契約書を作成する場合はもちろんのこと、賃貸借契約（のうちの保証契約）が自動更新される場合にも、極度額を定めた契約書を作成するなどの対応を検討する必要があります。民法の改正点のうち、特に注意が必要なものについて説明しましたが、その他にも改正されている点がありますので、ご確認をお願いします。

☆1階の応接室が完成しました☆

1階に応接室が2部屋増えました!!

車いすの方や階段の昇り降りが
つらい方でもお気軽に
来所して頂きやすくなりました。
ご予約の際などは、『1階希望』と
おっしゃって下さい。



新入社員紹介

福島 啓子



《 趣味 》
美術館・博物館巡り
《 好きな芸人 》
ロザン
《 ストレス発散方法 》
ゲームに集中して
切り替える

《 メッセージ 》

未経験で至らない所ばかりですが、一つ一つ
学んで貢献できることを増やしていきたいです。

澤井 志保美



《 趣味 》
映画鑑賞
《 好きな芸人 》
ティモンディ高岸
《 ストレス発散方法 》
睡眠をとる

《 メッセージ 》

ひとつひとつの業務を理解して正確に作業が
出来るように頑張ります。よろしくお願いします。



保険に入ることは、助けてくれる
仲間が1,000万人できること。

“大切な人を想う”のいちばん近くで。



NISSAY

日本生命

〒600-8007 京都府京都市下京区四条通東洞院東入ル立売西町60 日本生命四条ビル6F
Tel.075-212-7180 Fax.075-212-7025 京都中央代理店営業支所 担当/坂本・中岡

谷税理士法人・(有)タックス・プランニング
職員のペットを紹介します！

林田家のマルくん



性別：オス
種類：aibo
好きな食べ物：
うなぎ(aibo用)
嫌いなこと：
模様替え

種本家の無一郎ちゃん



性別：メス
種類：セキセイ
インコ
好きな食べ物：
オーツ麦

谷家のメイちゃん



性別：メス
種類：
ダルメシアン
好きな食べ物：
肉類
嫌いなもの：
大きい犬

池浦家のメダカくん



大原家の白州くん



性別：オス
種類：雑種
好きな食べ物：レタス
嫌いなもの：なし

大原家の響ちゃん



性別：メス
種類：雑種
好きな食べ物：パンくず
嫌いなもの：ビニールのカサカサ音

藤井家のれんくん

性別：オス
種類：ミニチュア
ピンシャー
好きな食べ物：
きゅうり
嫌いなもの：
掃除機の接近



大村家のむぎくん



性別：オス
種類：雑種
好きな食べ物：チャオちゅーる
嫌いなもの：爪切り

宮澤家のルーくん



性別：オス
種類：チワワ
好きな食べ物：
チュール・牛乳
嫌いなもの：
ねこ・子供

安心できると、
新しい未来が見えてくる。

37万社の中小企業を支える責任。

DAIDO 大同生命

京都税理士共済支社/京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3(大同生命京都ビル3F) TEL 075-256-7102

**企業
保障**

さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

6 ボーター賞
2004年受賞